

持続化給付金の不正受給に関する調査を行っています

中小企業庁では、法律事務所に委託して、不正受給に関する調査を進めています。

届いた不正受給に関する自己申告の文書が真正なものか確認したい方は、受け取ったご本人から、長島・大野・常松法律事務所 持続化給付金不正受給等調査担当の連絡先（下記のFAX・電話番号）までご連絡ください。その際、本人確認のため、氏名、生年月日並びに連絡可能な連絡先（電話番号、メールアドレス及び住所）を明記の上、FAX（03-6889-8759）でのご連絡いただくか、または、氏名・折り返し先の電話番号を述べた上で電話（03-6889-8755、留守番電話対応）でのご連絡ください。

個人情報等を聞き出す詐欺にご注意ください。

不正受給をした方は、速やかに郵送物をご確認の上、自己申告書に必要事項を記載のうえ、所定の郵送先にお送りください。

自己申告書をご提出いただいた方については、後日中小企業庁より、返還等のご案内を送付いたします。